**配当公告**

愛知県岡崎市若松町字南之切四二番地一クリエイト若松一〇一　破産者　水野　資生

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十八年（フ）第七十一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額　金三六、二五七、一八八円

一、配当をすることのできる金額　金一九、九三二、六四四円

平成三十年四月六日

愛知県岡崎市祐金町一二五ジブラルタ生命岡崎ビル六階山本健司法律事務所　破産管財人　阿讃坊明孝

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道小樽市末広町四六番地、最後の住所東京都三鷹市下連雀三丁目一六番一七―三〇三号　被相続人　亡　鈴木　淳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月六日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県佐渡市沢根四七三番地、最後の住所新潟県佐渡市沢根五十里一一六〇番地　被相続人　亡　赤松　俊博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月六日

新潟県佐渡市河原田本町三九四番地　法テラス佐渡法律事務所　相続財産管理人　弁護士　朝岡周太郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県上田市古里一〇七八番地、最後の住所長野県上田市芳田一七六二番地四　被相続人　亡　飯田　昌行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月六日

長野県上田市中央四丁目九番七号岩下法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岩下智太郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県掛川市横須賀一〇四五番地の二、最後の住所不明　被相続人　亡　荻野　文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月六日

静岡県掛川市長谷一丁目一一番地の一一、事務所静岡県掛川市亀の甲一丁目一四番七号　相続財産管理人　司法書士　桑原　淑浩

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県常滑市苅屋町三丁目五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月六日

愛知県常滑市北条三丁目一二六番地栄プラザ関ビル二C号とこなめ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊藤　真悟

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍滋賀県東近江市梅林町二〇六番地、最後の住所滋賀県東近江市梅林町三四五番地　被相続人　亡　西川　孝造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月六日

事務所滋賀県近江八幡市安土町常楽寺三九一番地四セントラルビル二階　相続財産管理人　司法書士　小野　慶

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県柳井市東土手二五八七番地一一、最後の住所山口県柳井市東土手一三番七号　被相続人　亡　藤本　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月六日

事務所広島県三原市城町一丁目二五番六号三原マリンビル三階　相続財産管理人　司法書士　椛山　正宣

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍熊本県山鹿市鹿本町来民一四八九番地、最後の住所不明　被相続人　亡　古閑　菊造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月六日

熊本県熊本市中央区京町本丁七番二七―一号　相続財産管理人　弁護士　坂本　秀徳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮崎県児湯郡川南町大字平田三七四三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　日髙　吉幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月六日

宮崎県宮崎市別府町二番五号コスモ別府ビル五〇二　相続財産管理人　石村　真

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成三十年四月六日

一、墳墓等所在地　宮城県仙台市青葉区郷六字大森二番地一

一、墳墓等の名称　公益財団法人アタラクシアみやぎ霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　森外家墓・墓石類一基　宮城県塩竈市母子沢町　森外義一、森外富士、森外直子、森外洋

一、改葬を行おうとする者

宮城県仙台市青葉区郷六字大森二番地一　公益財団法人アタラクシア　みやぎ霊園　代表理事　神谷　一雄

## 第57期決算公告

平成30年4月6日　東京都大田区下丸子3丁目30番2号

**株式会社キヤノン保険センター**

代表取締役社長　日比野泰彦

**貸借対照表の要旨**　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 4,510,122 | 流動負債 | 635,502 |
| 固定資産 | 202,593 | 固定負債 | 39,666 |
| | | 株主資本 | 3,960,253 |
| | | 資本金 | 16,000 |
| | | 利益剰余金 | 3,944,253 |
| | | 利益準備金 | 4,000 |
| | | その他利益剰余金 | 3,940,253 |
| | | （うち当期利益） | （220,313） |
| | | 評価・換算差額等 | 77,294 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 77,294 |
| 資産合計 | 4,712,715 | 負債・純資産合計 | 4,712,715 |